

下呂市地元高校就職者奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元就職の促進を図るため、岐阜県立益田清風高等学校（以下「益田清風高校」という。）又は岐阜県立下呂特別支援学校（以下「下呂特別支援学校」という。）を卒業し市内事業所に就職する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内事業所 法人その他の団体及び個人の事業者が事業活動を営む事業所で、本市の区域内に事業所を有するものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

イ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 国及び地方自治体

(2) 正規労働者 雇用期間の定めがなく、事業所の就業規則等に定める所定労働時間をフルタイムで働く者をいう。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

(1) 益田清風高校又は下呂特別支援学校を卒業後1年以内の者で、市内事業所に正規労働者として初めて就職する者

(2) 市税等の滞納がない者

(3) 過去にこの奨励金の交付を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、奨励対象者が市内事業所に正規労働者として就職した時点（以下「基準日」という。）で、住民票の登録が市内にある者は10万円、市外にある者は5万円とする。

(奨励金の交付)

第5条 奨励対象者は、基準日から1年以内に、勤務する市内事業所を通じて、規則第4条に定め

る補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地元高校就職確認書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 卒業証明書
- (3) 正規雇用を証する書類
- (4) 基準日以降に発行された住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（奨励金の請求）

第6条 奨励金の交付の決定を受けた者は、規則第16条に定める補助金等交付請求書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（手続きの特例）

第7条 規則第21条の規定に基づき、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。